

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 4 項の規定による。

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職名	報酬	職名	報酬
……略……	……略……	……略……	……略……
農業委員会委員	月額 49,300円	農業委員会委員	月額 49,300円
農地利用最適化推進委員	月額 <u>49,300円</u>		
……略……	……略……	……略……	……略……
投票立会人	<u>日額16,000円。ただし、執務した時間が投票時間の100分の50以内の場合は、日額8,000円</u>	投票立会人	日額 <u>16,000円</u>
……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。